

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年8月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	天理市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kurasibunkabu/shiminka/mainanbaa/1499050384590.html

執行機関名 天理市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二第26の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第百二十三号)第1条	天理市地域活動支援センター事業実施要綱 第4条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	第4条 事業は、地域活動支援センター基礎的事業(利用者に対し、障害の程度や能力に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与するものをいう。以下「基礎的事業」という。)に、次に掲げる地域活動支援センター機能強化事業を加えたものとする。ただし、必要に応じて基礎的事業のみ実施することができるものとする。 (1)地域活動支援センターⅠ型 基礎的事業の実施に加えて、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成及び障害に関する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施するものをいう。 (2)地域活動支援センターⅡ型 基礎的事業の実施に加えて、雇用及び就労が困難な在宅障害者等に対して行う訓練、社会適応訓練及び入浴サービスを実施するものをいう。 (3)地域活動支援センターⅢ型 基礎的事業の実施に加えて、生活機能訓練等自立と生きがいを高めるために必要な事業等を実施するものをいう。
⑦独自利用事務の関連規範		天理市地域活動支援センター事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	天理市地域活動支援センター事業実施要綱 第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	地域活動支援センターの利用申請に対する認定審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	天理市地域活動支援センター事業実施要綱 第6条・第12条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		